

付 議 第 7 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成26年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成26年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第
21号）の一部を次のように改正する。

第78条第1号中「設けること」を「設けること。」に改める。

附則第7項中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例議案説明

この条例は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第10号）の施行により児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所
につき2人を下ることはできない。

（設備の基準）

第78条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとす
る。

（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として
必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

（2）～（4） 略

附 則

1～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す
る保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことがで

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所
につき2人を下ることはできない。

（設備の基準）

第78条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとす
る。

（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として
必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること

（2）～（4） 略

附 則

1～6 略

7 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す
る保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことがで

きる。
8～11 略

きる。
8～11 略

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

1 改正内容

保育所に配置しなければならない保育士の数の算定にあたり、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下、看護師等という。）を、1人に限って保育士とみなすことができる保育所の要件を、「乳児6人以上を入所させる保育所」から「乳児4人以上を入所させる保育所」に改正する。

2 改正理由

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）」（以下、省令という。）が一部改正（平成26年2月14日公布・施行）されたことを考慮し、改正をしようとするもの。

（1）省令改正

構造改革特別区域において実施された「乳児4人以上」とする特例措置を全国展開するために行われたもの。

（2）構造改革特別区域での実施結果

①特別区域

佐賀県、長崎県、新潟県柏崎市、島根県松江市

②特例が設けられた背景

保育所における乳児の受入が増える中、体調が急変しやすい乳児に対して、迅速で適切な対応を可能とする看護師等の配置を促進することが求められている。

③実施評価

○改善があった8割強、改善がなかった2割弱

- ・ケガや体調不良への迅速・的確な対応
- ・保育士の専門的知識の向上
- ・保護者の安心感が高まる

○特に弊害がなかった9割程度、何らかの弊害があった1割程度

- ・看護師等の保育業務についての知識不足や保育指導が十分にできないこと
- ・職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難
- ・保育士との意見の食い違いがあった

（対応）

- ・職員会議等での話し合いによる共通理解の形成
- ・他の保育士と一緒に保育業務を担当
- ・保育学習への参加

(3) 本県の保育所における看護師等の配置状況（高知市を除く 172 施設）

平成 26 年 4 月 1 日

乳児入所 80 施設

うち 6 人以上入所 19 施設（看護師等配置 13 施設、みなし保育士適用 7 施設）

4 人以上入所 31 施設（看護師等配置 15 施設）

(4) 条例の一部改正

看護師等を保育士 1 人とみなすことのできる乳児の入所数を 6 人から 4 人へと改正することにより、乳児の数がより少人数の場合でも、看護師等の配置を行いやすくなることから、安全で安心な保育の体制を確保することが可能となる。

乳児の入所数が増加している本県において、入所児童に対するメリットが大きくなると判断されることから、条例の一部改正が適当であると考えます。

3 施行日

公布の日から施行